

新型インフルエンザ等対策本部の設置等について

1 練馬区新型インフルエンザ等対策本部の設置について

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命と健康を保護し、国民生活と国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）が平成24年5月11日に公布された。法の施行は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日からとされている。

法において国および都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、区市町村は、国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられた場合に、整合性ある対策を効果的に実施するため、対策本部を設置することとされている。

なお、都道府県および区市町村の対策本部に関して必要な事項は、法で定めるもののほか、条例で定めることとされている。

【参考】区の危機管理態勢のイメージ

新型インフルエンザ等の発生段階	現在の行動計画による危機管理態勢	条例制定後の危機管理態勢
海外発生期	健康危機管理対策本部	健康危機管理対策本部
国内発生早期	危機管理対策本部	新型インフルエンザ等対策本部
感染拡大期		
まん延期		
回復期	健康危機管理対策本部	健康危機管理対策本部
小康期		

2 練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画について

法において国、都道府県および区市町村は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）を作成することとされている。

国においては、法の施行後に行動計画を策定する予定となっている。行動計画の策定に当たっては、都道府県は国の行動計画を、区市町村は都道府県の行動計画を踏まえることとなることから、区の行動計画は、国、東京都の行動計画が完成した後策定を行う。

新型コロナウイルス等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型コロナウイルス等緊急事態宣言の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の確実な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

- ※法律に基づき対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型コロナウイルス等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
 - 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型コロナウイルス等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型コロナウイルス等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

責務等について【法第3～5条】

国の責務

- 新型コロナウイルス等(新型コロナウイルス及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型コロナウイルス等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、新型コロナウイルス等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定(地方)公共機関の責務

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型コロナウイルス等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- 事業者は、新型コロナウイルス等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 特定接種の対象となる登録事業者は、新型コロナウイルス等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

基本的人権の尊重

- 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その確かつ迅速な実施に万全を期さなければならぬ。

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について【法第15～26条、34～37条】

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長
(国務大臣)

政府対策本部員
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

都道府県対策本部長
(都道府県知事)

都道府県対策副本部長
(本部長から知事が指名)

都道府県対策本部員
(副知事、教育長、警視總監又は警察本部長、(特別区消防長)、知事に任命された都道府県職員)

市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長
(市町村長)

市町村対策副本部長
(本部長から市町村長が指名)

市町村対策本部員
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

国及び地方公共団体の行動計画について【法第6～8条】

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	<p>対策の実施に関する基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が実施する措置に関する事項 ・新型コロナウイルス等及び新型コロナウイルスに 変異するおそれが高い動物のインフルエンザ の海外及び国内における発生の状況、動向 及び原因の情報収集 ・新型コロナウイルス等に関する情報の地方公 共団体、指定公共機関、事業者及び国民への 適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による 対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接 種の実施その他の新型コロナウイルス等のま ん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置そ の他の国民生活及び国民経済の安定に関す る措置 	<p>対策の総合的な推進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型コロナウイルス等の発生の状況、動向 及び原因の情報収集並びに調査 ・新型コロナウイルス等に関する情報の市町 村、指定地方公共機関、医療機関、事業者 及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の 新型コロナウイルス等のまん延の防止に関 する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体 制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及 び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの 	<p>対策の総合的な推進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する措置に関する事項 ・新型コロナウイルス等に関する情報の事業 者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新 型コロナウイルス等のまん延の防止に関す る措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び 地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型コロナウイルス等対策を実施するための体制に関する事項	新型コロナウイルス等対策を実施するための体制に関する事項	新型コロナウイルス等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
手続	<ul style="list-style-type: none"> ・閣議 ・国会報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告